

岐阜労働局
令和5年9月28日（木）発表

担当	労働基準部監督課		
	監督課長	福岡 優一	
	監督主任	塩澤 勇人	
	電話	058-245-8102	

6割超で法令違反

～ 県内 177 か所の建設現場に集中監督を実施 ～

岐阜労働局（局長：千葉登志雄）は労働災害防止対策の推進を図るため、令和5年7月から8月の2か月間にわたり、県内7つの労働基準監督署において建設工事現場の集中監督を実施しました。

監督指導結果のポイント

- 監督指導を実施した 177 現場のうち 109 現場（61.6%）で労働安全衛生関係法令違反が認められました。
- 主な違反事項及び違反率
 - 元請が下請に対して行うべき法令違反防止にかかる指導を怠っていたもの
⇒ 66 現場【違反率 37.3%】
 - 車両系建設機械の作業に係る危険防止措置の安全基準に関するもの
⇒ 32 現場【違反率 18.1%】
 - 墜落防止のための安全措置義務違反に関するもの
⇒ 32 現場【違反率 18.1%】
 - 足場における墜落防止措置等の安全基準に関するもの
⇒ 23 現場【違反率 13.0%】
- 監督指導を実施した 177 現場のうち、15 現場で使用停止や立入禁止等の行政処分を行いました。

※ 監督指導結果の詳細については [別紙 1](#)

- 集中監督実施期間中に把握した労働災害防止にかかる建設現場の自主的な取組事例について⇒ [別紙 2](#)

1. 建設工事現場一斉監督指導の概要

監督指導を実施した 177 現場のうち、109 現場（61.6%）で違反が認められました。

	土木工事	建築工事	解体工事	その他	合計
指導現場数	59	93	22	3	177
法令違反現場数	36	57	14	2	109
違反率	61.0%	61.3%	63.6%	66.7%	61.6%

2. 項目別違反現場数及び違反率

上記 1 の違反を項目別にみると、元請事業者が行うべき下請事業者に対する管理・指導義務違反が最も多く、66 現場で認められました。次いで、車両系建設機械及び墜落・転落に関する違反がそれぞれ 32 現場で認められました。

違反事項	違反現場数 (全体 177 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置、 下請事業者に対する指導関係	66 現場 (37.3%)	・ 下請事業者に対する法令遵守のための指導 の未実施（安衛法第 29 条）
【車両系建設機械】 建設機械作業に係る安全措置関係	32 現場 (18.1%)	・ 作業計画の未作成（安衛則第 155 条） ・ 労働者との接触防止措置が未実施（安衛則 第 158 条） ・ 運転席を離れる場合の措置を講ずることな く離席（安衛則第 160 条）
【墜落・転落防止】 高所の作業床からの墜落・転落防止 関係	32 現場 (18.1%)	・ 高所作業のための作業床の未設置（安衛則 第 518 条） ・ 高所の作業床の端、開口部の手すり、覆い 等の未設置（安衛則第 519 条、第 653 条）
【足場・作業構台】 足場・作業構台に係る安全措置関係	23 現場 (13.0%)	・ 足場の手すりの未設置（安衛則第 563 条、安衛則第 655 条）

3 立入禁止等命令処分

違反が認められた現場のうち、墜落や転落の危険のある箇所等で、労働者に急迫した危険があると認められた 15 現場（8.5%）において、労働災害を未然に防止する観点から立入禁止、作業停止等を命令する行政処分を行いました。

現場	命令の内容
木造 2 階建住宅の改修工事現場	作業用足場の作業床及び階段部分に中さんを設けておらず、作業停止及び変更措置命令
倉庫の解体工事現場	現場に持ち込まれていたハンドグラインダーにカバーが設けられておらず、使用停止命令
新社屋建築工事現場	深さ 3 メートルの掘削面について、囲い等の墜落防止措置を講じておらず、作業停止及び変更措置命令

4 今後の方針

令和 5 年 8 月末時点の建設業の休業 4 日以上の子傷者数は 122 人で、前年同期と比較すると 26 人減（-17.6%）となっています（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）。また、死亡者数も 0 人と前年同期と比較して 4 人の減少となっています。しかしながら、墜落・転落や車両系建設機械による重篤度の高い災害は昨年度と比較して減少しておらず、なお一層の労働災害防止対策の推進を図る必要があります。

岐阜労働局では引き続き元請事業者に対してリスクアセスメントの導入や墜落防止対策等について積極的な指導を働きかけるとともに、県内 7 つの労働基準監督署において建設工事現場に対する監督指導を実施し、重大・悪質な法違反に対して司法処分を含め厳正に対処していきます。

建設現場における 災害防止のための自主的な取組事例

集中監督実施期間中に把握した、労働災害防止に向けた建設現場の自主的な取組を紹介します。

<事例 1：高架橋工事現場>

災害防止に向けた取組

■ 姿見の設置

現場事務所から作業現場までの間に姿見を設置。各作業員が服装、装備品の確認が行えるようになっており、現場入場や休憩の際、安全意識の向上に寄与している。



■ 熱中症対策

下請事業者に対し熱中症対策ウォッチ、こかげのれん（日差し除け）を配布。

<事例 2：増改築工事現場>

災害防止に向けた取組

■ 転倒災害防止に向けた危険箇所の見える化

現場全体の段差に黄色のマーキングを行い、危険箇所の見える化を行っている。

<事例 3：歩道整備工事現場>

災害防止に向けた取組

■ 危険生物の注意喚起

現場掲示板にヘビなどの危険生物について写真やイラストを用いた資料を掲示し、注意喚起を行っている。

また、万が一に備え、応急処置の方法を掲示している。

